

V-Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

1 現状と課題

暴力はその対象の性別や被害者、加害者の間柄を問わず、重大な人権侵害であることは言うまでもありませんが、DV（注4）やセクシュアル・ハラスメント（注29）等の被害者の多くは女性であるという現状があり、固定的な性別役割分担意識や経済力の格差などの男女が置かれた状況に根ざしている場合が多く見られます。

配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や男女共同参画センターなどの相談機関における配偶者等からの暴力に関する相談内容は、複雑かつ深刻化しています。2009年（平成21年）に行った男女共同参画県民意識調査によると、「命の危険を感じるぐらいの暴行を受けた」と答えた人は3.4%（女性4.8%、男性1.7%）ありました。また、2008年（平成20年）に行われた内閣府の「男女間における暴力に関する調査」によると、10歳代から20歳代の頃に交際相手のいた（いる）女性の13.6%、男性の4.3%が、交際相手から身体的暴行等を受けたことがあったと回答しており、若年者層における被害の状況が明らかになっています。

こうした状況に対応するため、2007年（平成19年）7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）の改正をふまえ改定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に沿って、引き続き総合的な対策を進めていく必要があります。今後、相談支援体制の周知や充実、被害者の自立等への支援を行うとともに、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に向け、普及啓発をさらに充実することが求められます。また、暴力を伴わない人間関係を構築する観点から、若年者層に対するDVの予防啓発の拡充、教育・学習の充実も求められます。さらに、インターネットや携帯電話の普及により、これらを介した被害も発生しており、効果的な対応が求められます。

また、雇用の分野に限らず、地域や日常生活の場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、排除および防止に取り組むとともに、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引（注30）等の防止についても、さらに取組を進める必要があります。

パープルリボン・プロジェクトは、国際的な女性に対する暴力根絶運動です。



「パープルリボン」は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルマークです。

「パープルリボン運動」は、世界を、子どもや女性に対する暴力被害者にとって、より安全なものとするを目的として、1994年、アメリカ・ニューハンプシャー州の小さな町で、近親姦やレイプの被害者によって始められたといわれています。

女性に対する暴力を許さない社会づくりに取り組んでいる世界各地の個人や団体が、暴力の基に身を置いている人々に勇気を与えようとの願いから、「パープル」をシンボルカラーとして布リボンやバッチなどにより「パープルリボン」を広めており、現在では40カ国以上に広がっています。

2 めざす姿

【地域・社会】

- DV（注4）をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が浸透しています。また、防止、相談、保護、支援体制が整備されています。

【家庭】

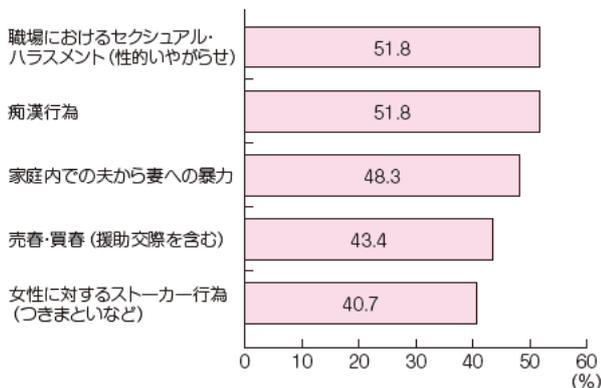
- 家庭の一人ひとりが、互いにその人格を尊重しあって生活しています。

【働く場】

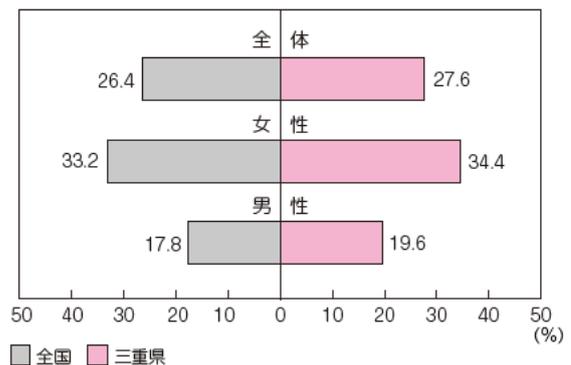
- セクシュアル・ハラスメント（注29）は人権侵害であるという意識が定着し、防止、相談、支援体制が整備されています。

DATA

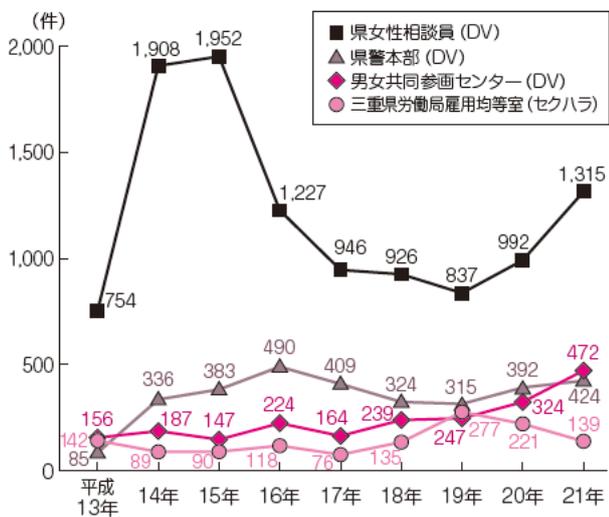
■ 女性の人権が尊重されていないと感じること(上位5項目の抜粋)



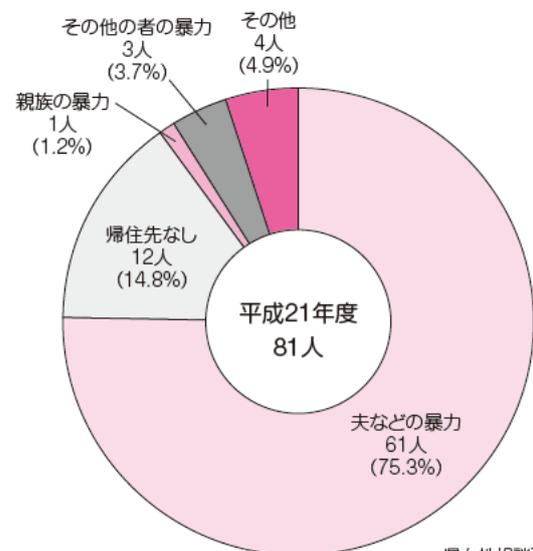
■ ドメスティック・バイオレンスを受けた経験について(三重県)



■ ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント相談件数の推移(三重県)



■ 一時保護所における理由別一時保護人数(三重県)



3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 関係機関の連携による支援体制等の整備

DV（注4）をはじめとするあらゆる暴力を許さない意識の浸透をはかるため、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握し、意識啓発を行い相談支援制度・体制の周知をはかり、被害の潜在化を防ぐとともに、相談支援体制を充実し、関係機関の連携強化等により、切れ目のない被害者支援を進めます。

■施策

- 性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するため、調査を実施します。
- 男女共同参画、人権尊重についての意識の普及と教育の推進をはかるとともに、あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、周知・啓発を行います。
- 各種広報手段を活用し、相談窓口や支援制度の広報を行い、被害者等に対する情報提供を充実します。
- 関係機関相互の連携組織を通じて、発見、通報のための環境づくり、相談、援助体制の強化をはかります。
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（注31）と連携し、被害者やその家族に対する支援、援助を実施します。
- 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- 被害者の意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- 加害者更生プログラムについて、再発防止のため、国等における調査研究状況の把握に努め、有効性も勘案し、施策への反映を検討します。

2) ドメスティック・バイオレンス対策の推進

DV防止法、「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 改定版」に基づいて、保健・福祉・医療・警察等関係機関の連携をはかり、市町をはじめとした各地域におけるDV対策の促進に向け支援を行いながら、総合的な取組を進めます。

また、一時保護委託等の被害者の保護体制、その後の心理的支援をはじめとする自立支援のための体制づくりを進めます。

■施策

- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制などの機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を強化します。
- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の通報連絡体制を強化し、被害者の安全確保をはかりながら、必要に応じて一時保護、施設入所等の支援、加害者対応を行います。
- 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、福祉事務所、児童相談センターなど関係機関相互の連携を強化し、DVと児童虐待の関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- 市町における取組が促進され、DVの未然防止や被害者保護、自立等の支援に、多様な主体が取り組み、連携をはかりながら、地域におけるDV対策が充実されるよう支援します。
- 相談機関の相互の調整をはかりながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。
- 被害者の保護・支援等を行うNPO（注2）等の民間団体と十分な連携をはかり、多様な被害者支援の枠組みを構築するシステムづくりを行います。
- 関係機関と連携しつつ、若年者層における「デートDV」の相談体制の整備を進めるとともに、その防止および将来的なDVの未然防止に向けて、若年者層を対象としたDVを予防するための啓発等を進めます。

3) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

雇用の場をはじめ、社会のあらゆる場面におけるセクシュアル・ハラスメント（注29）の排除、防止等の対策を促進します。

■施策

- セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について普及啓発を行います。
- 事業者等に対して、男女雇用機会均等法の趣旨に基づく実効性のある対応を講じるよう、関係機関との連携をはかりながら、相談、啓発を行います。
- 行政機関や学校等教育機関において、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。
- 地域等、雇用の場以外でのセクシュアル・ハラスメントについての相談および支援体制を充実します。

4) 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

男女共同参画を推進する観点から、性の商品化、暴力志向を助長するような環境の改善に取り組みます。

また、性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引（注30）等に対する取組を推進します。

■施策

- 行政、学校、家庭、地域や関係団体が連携を強化し、有害な環境から青少年を守るための取組を、地域社会全体で一層推進します。
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（注31）をはじめとした関係機関との連携をはかり、社会全体での被害者支援について意識啓発をはかりながら、防止対策の普及を進めるとともに、被害者の相談支援体制の整備を進めます。
- 「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づき、犯罪の防止に配慮した環境の整備を進めます。
- 児童買春、児童ポルノ事犯等の被害防止および取締りを徹底するとともに、被害児童の保護や支援を行います。
- 売買春防止についての普及啓発活動を推進するとともに、相談等の支援を行います。また、必要に応じ保護を行うとともに、指導や就職の援助などを行うことにより、更生、自立を支援します。
- 性犯罪、売買春、ストーカー、人身取引等についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。